

## 熊本市塚原歴史民俗資料館入館料減免要綱

制定	平成22年	3月15日	市長決裁
改正	平成22年	5月24日	博物館長決裁
	平成22年	9月30日	市長決裁
	平成22年10月	5日	博物館長決裁
	平成24年	3月29日	市長決裁
	平成24年	8月22日	博物館長決裁
	平成25年	3月 1日	博物館長決裁
	平成25年	6月 1日	博物館長決裁
	平成25年	8月 7日	博物館長決裁
	平成25年10月22日		博物館長決裁
	令和4年	2月 9日	市長決裁
	令和4年	8月17日	博物館長決裁
	令和5年	3月31日	博物館長決裁

### (趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市塚原歴史民俗資料館条例（平成22年条例第44号。以下「条例」という。）第4条第3項の規定に基づき、入館料の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

### (減免対象者及び減免事由)

第2条 条例第4条第3項の規定に基づき入館料の減免の対象となる者は、別表の減免対象者の欄に掲げる者とし、その減免要件は同表減免要件の欄に掲げるとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき又は必要と認めるときは、入館料を減免することができる。

### (入館料の免除)

第3条 市長は、別表に掲げる場合は、入館料を免除するものとする。

### (減免申請手続)

第4条 入館料の減免を受けようとする者は、原則として、入館しようとする日の前日までに熊本市塚原歴史民俗資料館団体利用申込兼入館料等減免申請書（別記様式）を市長に提出し、又は入館に際し、別表に規定する障害者手帳、職員証等を熊本市塚原歴史民俗資料館の職員に提示しなければならない。

## 附 則

この要綱は、平成22年3月23日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成22年5月24日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成22年10月5日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年8月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

熊本市塚原歴史民俗資料館入館料減免基準一覧表

減免対象者		減免要件
1	身体障がい者	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳の交付を受けている者
2	知的障がい者	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による療育手帳の交付を受けている者
3	精神障がい者	精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
4	原爆被爆者	原子爆弾被爆者に対する援助に関する法律（平成6年法律第117号）に基づき被爆者健康手帳の交付を受けている者
5	特別支援学校又は特別支援学級の児童生徒	学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく特別支援学校又は特別支援学級に在籍する者
6	児童福祉法に基づく施設の入所者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項の障害児通所支援を行う施設又は事業所に通所している者</li> <li>・同法第7条第2項の障害児入所支援を行う施設に入所している者</li> <li>・同法第44条の児童自立支援施設に入所又は通所している者</li> </ul>
7	老人福祉法に基づく施設の入所者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第1項の老人居宅生活支援事業を行う施設又は事業所に入所若しくは通所している者</li> <li>・同法第5条の3の老人福祉施設に入所又は通所している者</li> </ul>
8	介護保険法に基づく施設の入所者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項の居宅サービス事業を行う施設又は事業所に入所若しくは通所している者</li> <li>・同法第8条の2第1項の介護予防サービス事業を行う施設又は事業所に入所若しくは通所している者</li> </ul>
9	障害者自立支援法に基づく施設の入所者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項の障害福祉サービス事業を行う施設又は事業所に入所若しくは通所している者</li> <li>・同法第11項の障害者支援施設に入所又は通所している者</li> <li>・同法第27項の地域活動支援センターに通所している者</li> <li>・同法第28項の福祉ホームに入所している者</li> </ul>

10	介助者	同表1から9までに規定する減免対象者の介助者。ただし、上記1から9までの減免対象者1名につき原則1名とする。	同表1から9までに規定する減免対象者の介助者であると確認できる場合
11	引率者	学校教育、社会教育等を目的として入館する関係団体の引率者	学校教育、社会教育等の行事で入館する場合であって、第4条に規定する申請書を入館しようとする日の前日までに提出した場合
12	高齢者	熊本市民で65歳以上の者	65歳以上で熊本市に住所があることの証明書を提示した場合
13		熊本市が発行した「おでかけ IC カード」の交付を受けている者	「おでかけ IC カード」を提示した場合
14		生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条に規定する救護施設に入所している者及び当該施設の職員	施設長の発行する証明書を提出した場合
15		・招待者及び出演者 ・熊本市又は熊本市教育委員会主催行事の招待者及び出演者等	熊本市又は熊本市教育委員会からの招待状等を提示した場合
16		行政視察、調査・研究等で来館する自治体職員等及び関係各課の申請による者	関係各課等から申請（副申書等）があつた場合
17		添乗員、観光案内人、バス運転者、ガイド又はタクシー運転手等	観光客の案内で入館すると確認できる場合
18	行事等の下見者	修学旅行等、学校行事のための下見で入館する教職員。（ただし、1団体5名を上限とする）	第4条に規定する申請書を入館しようとする日の前日までに提出した場合
19		熊本市又は熊本市教育委員会が主催する行事の取材又は本館の周知に寄与する撮影等と判断される報道機関の取材及び撮影者等	職員証等を提示した場合
20		熊本市への転入により、うえるかむパスポートの交付を受けている者（有効期限は、発行から1年間）	うえるかむパスポートを提示した場合
21		鹿児島市・福岡市・北九州市内の小中学生（学校教育法第1条に基づく小学校、中学校に在学する）及び65歳以上の者（鹿児島市、福岡市、北九州市、熊本市交流連携協定に基づくもの）	小中学生は名札又は生徒手帳の提示、65歳以上で鹿児島市、福岡市、北九州市に住所があることの証明書を提示した場合
22		熊本城復元整備募金の寄附により、熊本城主手形を交付された者（有効期間内に限る）	熊本城主手形を提示した場合
23		熊本市市民公益活動支援基金の寄附により、くまもと・わくわく基金会員証を交付された者（有効期限は、発行から1年間）	くまもと・わくわく基金会員証を提示した場合

## 別記様式（第4条関係）

## 熊本市塚原歴史民俗資料館団体利用申込兼入館料減免申請書

熊本市長（宛）

(申請日) 年 月 日

(申請者)

所在地 〒

団体名

代表者

電話番号 ( )

FAX番号 ( )

熊本市塚原歴史民俗資料館団体利用申込兼入館料減免について、下記のとおり申請します。

## 記

【利用日】 年 月 日  
 【時間】 時 分 ~ 時 分  
 【観覧人数】 高校生以上 人 小・中学生 人 乳幼児 人  
 【引率者又は介護者】 人（観覧人数と重複しない）  
 【合計人数】 人  
 【団体区分】

幼稚園・保育所(園)・認定こども園／小・中学校／高校／専門学校・大学／特別支援学校(級)／社会教育団体  
 青少年育成団体／障害児通所支援を行う施設(放課後等デイサービス)／障害児入所支援を行う施設／児童自立支援施設  
 老人居宅生活支援事業を行う施設／老人福祉施設  
 居宅サービス事業を行う施設／介護予防サービス事業を行う施設  
 障害福祉サービス事業を行う施設／障害者支援施設／地域活動支援センター／福祉ホーム  
 その他( )

提出先 FAX 0964-28-0154 又は 〒861-4226 熊本市南区城南町塚原 1924 熊本市塚原歴史民俗資料館 宛にお願いします。

## 熊本市塚原歴史民俗資料館記入欄

免 除 該 当 項 目					
	市内の中学生	幼 児	障がいのある方・高齢の方等の施設又は学校	その他の	引率者
入館料	条例別表備考 <input type="checkbox"/>	条例別表備考 <input type="checkbox"/>	要綱別表 基準 <input type="checkbox"/> ( )	要綱別表 基準 <input type="checkbox"/> ( )	要綱別表 基準 <input type="checkbox"/> ( )